

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

28期(1974/昭和49年)

遠い記憶の修習時代

会員 吉野 徹 (28期)

1974年4月に28期司法修習生として湯島の研修所に入所した。

当時は、修習生に月額10万弱（現在の20万円相当か）の給料が支払われ、わずかながらボーナスらしきものも支給されていた。現在の修習生と比べれば恵まれた環境であったが、その時、私は7年間の社会人生活を送り、結婚して子供もいた。そのうえ、住宅ローンもあったので、独身の修習生のように優雅な修習生活を送るというわけにはいかなかった。

研修所のクラス60名ほどのうち女性修習生はわずか2名であった。今からは想像のつかない少なさであった。

当時、検察官への任官希望者は少なかったが、私のクラスの検察教官の人気は高く、クラスから多くの検察官任官者を出した。教官の修習生に対する影響の大きさを実感した。

司法試験に民訴を選択していなかったため、民裁修習では要件事実苦しめられ、自宅起案等に時間をとられた前期修習であったが、4か月はあっという間に過ぎ、教官の後期修習が始まる頃には実務家の顔になって戻ってくるはずだという声に励まされて実務修習地に向かった。

実務修習地の浦和（現さいたま）地方裁判所の建物は前年に新築移転されたばかりで、まだ本館しかなかった。

建物の裏庭にはテニスコートがあったが、今はその場所にC棟が建ち、D棟も建て増しされている。

建物の3階に修習生用の部屋が与えられ、昼休み

には修習生がそこに集まって、情報交換をしたり囲碁に興じたりしていた。

浦和地裁に配属されたのは17名であった。

当時の埼玉では自宅兼事務所の弁護士が多く、また、弁護士一人の事務所が多かった。

私の指導してくれた弁護士は自宅から4、5分のところにビルを所有し、その1階を事務所にしていました。

自衛隊を定年退職した年配の男性事務員一人いるのみで、私が毎朝出勤するとその男性がお茶をいれてくれるというレトロな雰囲気の事務所であった。

その弁護士は毎日車で裁判所まで往復していたので、その車中で経験談や弁護士としての心構え、依頼者との接し方など聞かせてくれ、いわゆるマチ弁としての生き方を間近に見ることができた。小規模事務所ならではの修習の良さかもしれない。

45年前の修習であり、記憶に残っていることも少なくなっているが、民裁修習中に子供が生まれた。

原告席の後ろの修習生の席で民事裁判を傍聴していたときに、裁判官室の事務官の女性が法廷に入ってきて、私に「ご自宅から男の子が生まれたという電話がありました」と耳打ちしてくれた。傍聴していた事件がどのような裁判であったかは忘れたが、その法廷の様子は今でも脳裏に刻まれている。

2年間、多くの経験をさせていただいた期間であったはずであるが、今では記憶は薄れて、あまりない。